

茨城県報

第5785号

昭和45年2月16日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

	ページ
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたみなされるもの(国民健康保険課)...	1
●他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理(〃).....	2
●国民健康保険医、同薬剤師の登録(〃).....	2
●宮和田地区土地改良事業計画の縦覧(農地管理課).....	2
●野田地区土地改良事業計画の縦覧(〃).....	3
●城東地区換地計画の縦覧(〃).....	3
●源清田高地区土地改良事業の認可(〃).....	3
●長竿十里地区土地改良事業の認可(〃).....	4
●南野土地改良区清算人の退任(〃).....	4
●相木地区換地処分届出(〃).....	4
●道路の区域変更(道路維持課).....	4
●道路の供用開始(〃).....	5
●水戸都市計画用途地域変更についての縦覧(計画第一課).....	5
●大洗都市計画道路変更についての縦覧(〃).....	5
●日立都市計画公園変更についての縦覧(〃).....	6
●建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課).....	6
●建築基準法に基づく道路位置指定の廃止(〃).....	7

公 告

●宅地建物取引業者の免許事項変更(2件)(建築住宅課).....	7
●宅地建物取引業者の免許まつ消(〃).....	8
●建築許可に関する聴聞(3件)(〃).....	9
●土地立ち入り測量(2件)(用地室).....	10

告 示

茨城県告示第175号

次のものは国民健康保険法第37条第3項の規定により、国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるので療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により公示する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

申出年月日	機 関 名	所 在 地
44. 12. 23	根 本 医 院	竜ヶ崎市半田町1137の1
45. 1. 10	佐 藤 〃	笠間市笠間981の8

45. 1. 9

立 花 齒 科 医 院

那珂郡大宮町253

茨城県告示第176号

国民健康保険法第37条第5項の規定により、次の療養取扱機関から他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第2項により告示する。

昭和45年 2 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

療養取扱機関名	所 在 地	申出受理 年 月 日	申出範囲
高 山 小 児 科	水戸市泉町2-3-9	45. 1. 9	全 国
吉 久 保 医 院	北茨城市磯原町木皿	45. 1. 8	福 島 県
渡 辺 齒 科 医 院	日立市助川町4-6-9	45. 1. 15	全 国
栄 助 "	北相馬郡藤代町新川	45. 1. 19	"
照 沼 薬 局	水戸市泉町1-2-21	45. 1. 15	"
(株)外山長兵衛商店 かしわや薬局井野団地	北相馬郡取手町大字台宿 字台宿34の外 住宅公団 取手井野団地22号棟101	45. 1. 15	"

茨城県告示第177号

国民健康保険法第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医（同薬剤師）として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により公示する。

昭和45年 2 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記号・番号	登録年月日	国保医（薬剤師）名
茨国医 第2609号	45. 1. 26	沢 輝 次
茨国薬 第551号	44. 12. 18	神 長 和 代

茨城県告示第178号

岡堰土地改良区が行なおうとする宮和田（かんばい）地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年 2 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款の写し

宮和田（かんばい）地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和45年2月25日から昭和45年3月17日まで
3 縦覧の場所 藤代町役場

茨城県告示第179号

東茨城郡御前山村大字野田1130番地石川広ほか37名から昭和44年9月30日付で認可申請のあつた野田地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
(ア) 野田地区土地改良事業共同施行規約の写し
(イ) 野田地区土地改良事業計画書の写し
2 縦覧の期間 昭和45年2月21日から昭和45年3月13日まで
3 縦覧の場所 御前山村役場

茨城県告示第180号

共同施行、城東地区の換地計画の認可申請については適当と決定したので、土地改良法第96条において準用する同法第52条の2第4項においてさらに準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
換地計画の写し
2 縦覧の期間 昭和45年2月23日から昭和45年3月14日まで
3 縦覧の場所 猿島町役場

茨城県告示第181号

昭和44年11月21日付で新利根上流土地改良区から申請のあつた源清田高地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第182号

昭和44年11月26日付で新利根上流土地改良区から申請のあつた長竿十里地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第183号

昭和45年1月13日付農管指令第19号をもつて解散認可した清算人南野土地改良区の清算人が退任した旨届け出があつたので、土地改良法第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により公示する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

住 所 氏 名 摘 要
鹿島郡銚田町大字徳宿3140番地 松 浦 信 市

茨城県告示第184号

昭和44年12月22日付 農管指令第281号をもつて認可した 渡里台地土地改良区、相木地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第185号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和45年2月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 下館取手線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市甲54番地先から 同市乙132番の3地先まで	旧	メートル 6.5~11.3	メートル 724.0	

下館市乙504番の5地先から
同市乙132番の3地先まで

新

11.6~12.2

1,120.0

茨城県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年2月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 下館取手線
- 2 供用開始の区間 下館市乙504番の5地先から
同市乙132番の3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年2月16日

茨城県告示第187号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第20条第2項の規定に基づき当該都市計画の関係図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦覧場所 茨城県庁

茨城県告示第188号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により大洗都市計画道路(1等大路第3類第1号夏海大洗線)を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦覧場所 茨城県庁

茨城県告示第189号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により日立都市計画公園(第7号助川城跡公園)を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第20条第2項に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦覧場所 茨城県庁

茨城県告示第190号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	45. 2. 16	北茨城市中郷町下桜井969—4	4.00	387.00
			4.50	255.00
			6.00	137.50
2	〃	北相馬郡藤代町大字宮和田字出山 64—5, —6, —7, 62	4.00	19.60
3	〃	鹿島郡波崎町大字太田字宝山3294—2, —6	4.00	25.30

茨城県告示第191号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	45. 2. 16	日立市滑川町字足房 2994—5, —7, —12, —24, —25, —39	4.00	170.92

茨城県告示第192号

建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定し、昭和37年5月11日茨城県告示第418号で公示した次の道路は、指定を廃止する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
418	昭和37年 5月1日	日立市滑川町字足房2994—9	4.00	60.60

公 告

●宅地建物取引業者の免許事項変更について

宅地建物取引業法第8条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	免 年 月 許 日	商号又は名称	免 許 事 項 の 変 更
(1) 65	43.10.28	関総業株式会社	●商号変更 新 関総業株式会社 旧 株式会社 世喜 ●主たる事務所の変更 新 水戸市三の丸1丁目1番1号 旧 水戸市泉町2丁目1番21号 ●従たる事務所の変更 新 水戸市泉町2丁目1番21号 旧 水戸市宮田町1丁目2番3号
(1) 104	44.3.24	大 津 不 動 産	●商号変更 新 大津不動産 旧 小野不動産 ●主たる事務所の変更 新 水戸市飯島町1157 旧 東茨城郡茨城町前田1680—102
(1) 166	44.8.24	楽 園 開 発	●主たる事務所の変更 新 水戸市酒門町羅漢2481 旧 水戸市元吉田町1373

●宅地建物取引業者の免許事項変更について

宅地建物取引業法第 8 条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和45年 2 月 16 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	免 許 年 月 日	商号又は名称	免 許 事 項 の 変 更
455	42. 12. 14	大和開発株式会社	●主たる事務所の変更 新 鹿島郡鹿島町大字宮中片岡207 旧 鹿島郡鹿島町大字宮中2089 ●役員の変更 新 取締役 沼 田 修 一 " 鈴 木 武 夫 退 任 小 関 久
(2) 198	44. 9. 6	常磐住宅株式会社	●主たる事務所の変更 新 水戸市三の丸1丁目4-2号 旧 水戸市三の丸1丁目4-4号
(2) 163	44. 6. 20	東洋地所株式会社	●鉾田支店取引主任者の変更 新 小藺江 信 男 旧 飛 弾 春 雄
(1) 92	44. 1. 23	財団法人北茨城市 開発公社	●役員の変更 新 理 事 松 崎 童 夫 柴 田 章 鈴 木 直 金 川 東 平 大 塚 軍 司 渡 辺 積 司 吉 田 正 吉 橋 本 一 小 松 正 義 清 水 充 雄 松 崎 元 広 鈴 木 富 宮 崎 諒 鈴 木 信 一 津 村 剛 二 旧 理 事 瓦 吹 清 佐 藤 保 長久保 博 邦 下 村 哲 雄 村 田 弥 一 郎 今 井 広 鈴 木 敏 雄 鈴 木 定 信 鈴 木 竹 雄 向 井 啓 一 郎 丹 孝 次 郎 赤 津 佐 光

●宅地建物取引業者の免許まつ消について

宅地建物取引業者の免許を次のとおりまつ消した。

昭和45年 2 月 16 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許まつ消 年 月 日	免許番号	商号又は名称	事務所所在地	代表者氏名	まつ消理由
45.1.26	353	潮 来 商 事	行方郡潮来町大字 辻550の3	石 田 誠 一	潮来商事株式会 社の設立のため まつ消

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和45年2月19日 午後1時
- 2 聴 聞 場 所 下館市西町甲123
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
待合、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの(飲食店を料理店への用途変更)
- 4 申請者住所氏名 下館市西町甲123 上 野 大 作
- 5 建築物構造規模 木造、2階建、269.73 m^2 用途変更 既存69.8 m^2
- 6 建築物の位置 下館市西町甲123
- 7 敷 地 面 積 364.77 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和45年2月20日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 土浦市大字上高津字小沼50—1
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
出力の合計が0.75KWをこえる原動機を使用する塗料の吹付(自動車板金塗装工場の新設)
- 4 申請者住所氏名 土浦市大町3293 伊佐山 要次郎
- 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階波形スレート葺
原動機18HP新設
- 6 建築物の位置 土浦市大字上高津字小沼50—1
- 7 敷 地 面 積 1,547.35 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和45年2月24日 午後1時
- 2 聴 聞 場 所 古河市大字古河字下山三丁目764
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
待合、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの（住宅をダンス教室
への用途変更）
- 4 申請者住所氏名 古河市大字古河字下山三丁目764 湯 田 和 子
- 5 建築物構造規模 木造、平家建、54.55 m^2 用途変更 既存81.49 m^2
- 6 建築物の位置 古河市大字古河字下山三丁目764
- 7 敷 地 面 積 411.53 m^2

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次の
とおり公告する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道石岡下館線改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
真壁郡真壁町大字真壁字下宿及び上宿地内
" " 大字古城字陣屋、西町及び北田地内
" " 大字田字田中前及び鍋屋前地内
" " 大字山尾字中坪及び樋ノ越地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和45年2月16日から
昭和45年12月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次の
とおり公告する。

昭和45年2月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道 谷田部江戸崎線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

稲敷郡江戸崎町大字時崎字東前, 辺田口, 横田, 細内, アラチ, 大清水及び
西谷地内

〃 〃 大字蒲ヶ山字小穂下, 辺田坪, 山下, 上ノ田及び向山崎地内

〃 〃 大字月出里字坂ノ下, 本郷, 居下, 八坂根, 房ノ下, 稲荷
下, 房ノ後, 根下及び上林地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和45年 2 月16日から

昭和45年 3 月31日まで

~~~~~

◀ 県政の総覧 県民の六法 ▶

## ≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。

購読料は、送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所